

議案第 3 号

京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例
の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり定める。

平成 2 0 年 3 月 1 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

提案理由

後期高齢者医療制度の施行に伴う業務執行体制の整備に当たり、職員の定数を改定する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する
条例

京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「18人」を「22人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。